

租税実務研究学会会則

施行 平成25年4月1日

改正 令和2年11月15日

改正 令和5年7月2日

(名称)

第1条 本会は、租税実務研究学会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員が共同して、租税実務の研究とその基盤となる租税法・税務会計論の探究およびわが国における租税実務の発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 年1回の会員総会の開催
- (2) 年数回の研究発表会の開催
- (3) 機関誌の発行
- (4) その他本会の目的を達成するため適当と認められる事業

(会員)

第4条 大学その他研究機関およびこれに準ずる機関において租税法・税務会計論の原理・理論の研究に携わり、当該原理・理論に関する研究論文3編以上を公表した者または研究単行本1冊以上を公刊した者、あるいは、会計専門職（税理士・公認会計士等）であり、租税実務経験を3年以上有する者は、理事会の承認を経て、本会の会員となることができる。

(準会員)

第5条 上記会員の資格を有しないが、租税実務経験者または大学院生は、本会の理事会の承認を経て、準会員となることができる。

2. 準会員は、第11条の役員になることができない。
3. 租税実務経験者の準会員として3年間経過したときは、会員となる。

(入会)

第6条 上記の会員および準会員の資格を満たした者は、資格要件の資料を添えて、理事会に申し込まなければならない。

(会費)

第7条 会員は、理事会が指定した期日までに会費を納入しなければならない。

2. 会費の年額は、会員総会の承認を経て決定する。

3. 準会員の会費は、会員の半額とする。

(退会)

第8条 退会を希望する者は、書面をもって理事会に申し出るものとする。

2. 3年間以上会費を滞納した会員は、原則として、退会者として取り扱う。

(復会)

第9条 会費未納により退会した者が復会する場合には、未納の会費を納入する。

(除名)

第10条 会員が本会の対面を汚す行為をなしたときには、理事会は会員総会の議を経て除名することができる。この場合、除名の理由を機関誌に公表する。

(役員)

第11条 本会に次の役員をおく。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 理事 若干名

(4) 監事 2名

(5) 幹事 若干名

(会長)

第12条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

2. 会長は、会員総会および理事会を招集し、その議長となる。

(副会長)

第13条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。

(理事会)

第14条 会長、副会長および理事は、理事会を構成し、会務を執行する。ただし、その代理人を出席させることはできない。

(監事)

第15条 監事は、本会の会計を監査し、その結果を理事会および会員総会に報告する。

2. 監事は、理事会に出席することができる。ただし、その代理人を出席させることはできない。

(幹事)

第16条 幹事は、会員の中から、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

2. 幹事は、理事会に出席し、所定の業務を行う。ただし、理事会にその代理人を出席させることはできない。

(役員欠員と補充)

第17条 役員の欠員と補充の取扱いについては、別に細則で定める。

(会員総会)

第18条 本会は、毎年1回定時会員総会を開催する。

2. 理事会が必要と認めたとき、または、会員総数の3分の2以上の請求があったとき、会長は、臨時会員総会を招集しなければならない。
3. 会員総会の決議は、出席会員の過半数による。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

(会則の変更)

第20条 本会の会則の変更は、理事会または会員総数の10分の1以上の提案により、会員総会において、出席会員の3分の2以上の賛成を得て行う。

(その他)

第21条 その他細則は、理事会で別に定め、会員総会の決議を経て行う。

(附則)

- 1 この会則は、平成25年4月1日より実施する。
- 2 会費は、年額10,000円とする。
- 3 本会の事務局は、アキュレイトパートナーズ税理士法人(東京都新宿区神楽坂3-4-1 山本ビル3階)内に置く。